

第2章 令和元年度のトピック

1 「宮城県ストップ温暖化賞」の創設

本県では、地球温暖化対策に資する優れた取組や活動等を行う個人又は団体等を表彰し、その功績を称えるとともに、取組等の内容を広く紹介することにより、宮城県における地球温暖化対策を促進することを目的に、令和元年度に新たな表彰制度として「宮城県ストップ温暖化賞」を創設しました。

(1) 対象者及び対象とする功績

① 対象者

- ・県内に住所を有する個人
- ・県内に事業所又は事務所を有する団体（法人格の有無は問わない）
- ・県内の小中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校
- ・その他知事が必要と認めるもの

② 対象とする功績

地球温暖化に資する取組・活動等が対象となります。募集する活動内容を細分化する「部門」はあえて設定せず、地球温暖化に対し顕著な功績があったものであれば、幅広く表彰の候補としています。

表彰される活動のうち特に優れた取組や活動は、「宮城県ストップ温暖化大賞」として高く功績を称えます。

(2) 選定の方法

寄せられた応募の中から、「宮城県ストップ温暖化賞選考会」の意見を参考に、優秀な取組・活動を選定し、表彰者を決定します。

(3) 令和元年度の応募状況

初めての実施となる令和元年度は、13の個人・事業者・NPO法人などから応募があり、寄せられた活動は省エネの実践、環境教育、普及啓発、製品開発やリサイクルの推進など多岐にわたっていました。

(4) 令和元年度を受賞者及び活動

○ストップ温暖化大賞（1件）

●一般社団法人日本キリバス協会代表理事

ケンタロ・オノ氏

取組：「地球温暖化最前線国キリバス共和国をテーマとした地球温暖化防止啓発活動」
地球温暖化の影響により水没の危機にある「キ

リバス共和国」で起きている被害について、『愛の反対は憎しみや恨みではなく、無知と無関心』をキーワードに、その現場の生の声として伝える講演活動を多数実施。地球温暖化対策の必要性についての啓発に大きく貢献していることが評価されました。宮城県内外の自治体の事業として学校やイベント等で実施したものを含め講演の開催は163回、受講者は累計約15万人に及びます（令和元年8月現在）。

○ストップ温暖化賞（4件）

●農業生産法人株式会社ベジ・ドリーム栗原

取組：「余剰熱の再利用など環境配慮型の日本最大規模パプリカ農場運営によるCO₂削減」
栗原・大衡地域の合計6haの農場でパプリカを栽培。ハウスの内外部に設置された気象ステーションや各種センサーが観測する温度・湿度・風向・風速・CO₂濃度・日射量・天気などを基準に、天窓・暖房・循環ファン・灌水などを複合的に一括制御するシステムでエネルギーを効率的に使用しています。大衡農場では、隣接する自動車工場の敷地内に設置されたソージェネレーションシステムから発生する排熱を再利用した温水を栽培室内の暖房に使用することで省エネ効果を生んでいます。

●白石蔵王エコフォーラム

取組：「環境出前講座教育等の地球温暖化防止普及活動」

白石蔵王エコフォーラムは、平成12年に地域のISO14001取得企業7社が環境面での相互協力と地域社会貢献を目的として自主的に設立した情報交換の場です。これをきっかけに、現在では県内に17か所のエコフォーラムが誕生し、全体で約100社が参加する活動へと広がっています。エコフォーラム参加企業間で情報共有された省エネ手法等は、担当者の知識習得や人材育成に活かされているほか、可能な限り参加各社で取り入れられ展開されています。地域の小学校での出前講座や、各種イベント等への参加により地球温暖化対策の普及啓発にも取り組んでいます。

●栗原市築館生活学校

取組：「地球に優しい暮らしのすすめ（ゴミ減量とリサイクル）」

住みよい町、美しい町づくりを目指し、1988年ころから町内の環境美化に取り組みはじめ、リサイクルなどによる地域でのごみの減量化の取組を現在まで継続して行っています。循環型社会の

実現に向け、廃油を利用したりサイクル石けんや、生ごみから作ったリサイクル堆肥によるごみの減量化、古紙100紙ひもの使用、マイバッグの利用によるレジ袋の削減などに取り組み、地球温暖化対策に貢献しています。

●特定非営利活動法人環境エネルギー技術研究所
取組：「低炭素社会に向けた環境エネルギー技術に関する普及啓発活動」

受賞者は、東北大学の研究者らを中心に設立された団体であり、環境エネルギー技術に関する調査研究業務、普及・啓発事業、人材育成事業などを行っています。東北大学と主催するセミナーの開催、TV局主催野外イベントでの自然エネルギーに関する体験型展示、優れた環境エネルギー技術に関する研究に対し奨励賞等を授与する研究者支援などを行っており、自然エネルギーの普及、地球温暖化の防止、循環型社会や低炭素社会の実現に向けた取組に貢献しています。

(5) 表彰式

令和2年1月12日に県が開催した「ダメだっちゃ温暖化宮城県民会議フォーラム(イベント名:地球のために宮城から みやぎ環境フェスタ)」において、令和元年度受賞者への表彰式を行い、その功績をPRしました。

また、活動に関するパネル展示を県庁舎で行ったほか、環境政策課webページにも活動を掲載するなど、県内外へも広報・普及を図っています。



▲令和元年度表彰式の様子

2 「宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」の策定

令和2年4月施行に向け、周辺環境や地域と共生した太陽光発電事業となるための取組を太陽光発電事業者に促すことを目的とした「宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)の策定に取り組みました。

(1) 背景と目的

本県は、東北地方の中では、比較的晴天日が多く、降雪も少ないことに加え、震災の経験により、自立電源の確保に対する関心の高まりや、国・県・市町村による補助制度による後押しもあり、太陽光発電が県内の再生可能エネルギーの導入拡大を牽引しています。

一方で、近年、太陽光発電施設の設置に当たっては、様々な設置形態の施設が出現しているほか、太陽光発電事業者と地域住民との調整が十分なされていないと考えられる事案が発生しています。

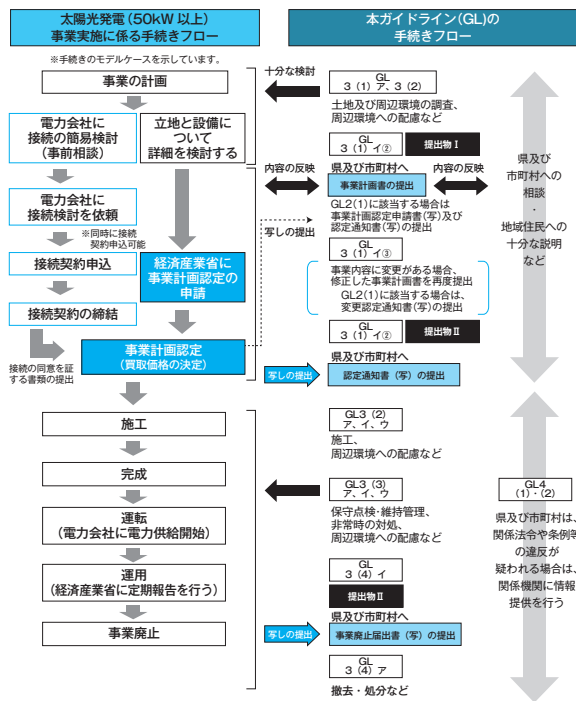
太陽光発電事業は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。)、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」等に基づき、設計・施工や運用・管理、撤去及び処分について、適切な事業の実施が求められています。こうした状況を踏まえ、新たに本ガイドラインを策定し、FIT法及びFIT法施行規則、国のガイドラインの趣旨を踏まえた手続きを

規定することとしました。

本ガイドラインは、県内において、生態系・景観への影響や開発に伴う汚濁水の流入、土砂流出への懸念が高まっている現状を踏まえ、太陽光発電事業者が周辺環境や地域住民の生活に及ぼす影響、災害時のリスクなどを事前に把握すること、また、地域住民に十分配慮しながら、施設を適正に設置・管理することにより、地域と共生した太陽光発電事業となるための取組を、太陽光発電事業者に促すことを目的としています。

(2) 適用対象施設

宮城県内に設置する出力50kW以上の太陽光発電施設(建築物の屋根、屋上、壁面に設置するものを除く。)で、令和2年4月1日以降にFIT法第9条第1項に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請を行う施設を対象としています。対象施設の事業者はFIT法に基づく認定申請を行う前に、施設設置予定場所、事前説明を行った相手、運転開始後に保守点検及び維持管理を行う者等を記載した事業計画書を県及び設置場所の市町村に提出するよう求めています。



▲図 1-2-2-1 太陽光発電施設設置等に関する手続きフロー

また、令和2年3月31日以前に、FIT法に基づく事業計画の認定を得た施設及び改正前（平成29年3月31日以前）のFIT法に基づく設備の認定を得た施設についても、本ガイドラインの対象としており、その場合、国に提出した「再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書」の写し等を県及び設置場所の市町村に提出するよう求めています。

(3) 本ガイドラインで求める適切な事業実施のために必要な措置

① 企画立案時

土地及び周辺環境の調査、土地の選定に当たり、関係法令、条例、要綱等を遵守し、関係機関と十分な調整を行い、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切な関係構築を図り、計画の内容について十分に説明することを求めています。

② 設計・施工時

関係法令及び条例の規定に従い、土地開発、発

電設備の設計及び施工を行い、関係法令及び条例がない又は適用されない場合においても、防災、環境保全、景観保全を考慮するよう促しています。

また、発電設備の外側から見えやすい場所に、事業者名、保守点検責任者名、連絡先等、事業に係る情報を記載した標識の掲示を求めています。

なお、出力20kW以上の設備は、FIT法上、揭示義務が課せられていますが、出力20kW未満の設備についてもできる限り事業者情報を掲示するよう促しています。さらに、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、外部から容易に発電設備に触れることができないよう、発電設備の周囲に柵塀を設置するなど適切な措置を講ずるよう記載しています。

③ 運用・管理時

関係法令及び条例の規定に従い、保守点検及び維持管理計画の策定及び体制の構築を行い、計画に則って、保守点検及び維持管理を実施するよう求めています。また、落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認する等の非常時の対処について記載しています。

④ 撤去・処分時

事業終了後に適切な撤去及び処分を行う費用を想定した上で積立を行い、その開始時期と終了時期、想定積立金額と毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定し、事業終了後も適切に発電設備を管理するよう記載しています。また、事業者はFIT法施行規則第11条の規定により、「再生可能エネルギー発電事業廃止届出書」を提出した場合は、その写しを県及び市町村に提出することを求めています。

(4) 今後について

県は本ガイドラインの周知に努め、所管する関係法令や条例に基づく手続き等についての相談対応などを行うとともに、市町村と連携して地域と共生した太陽光発電事業を促していきます。

3 「鳴瀬川流域水循環計画（第2期）」の策定

(1) 計画の目的・経緯

本計画は、水循環保全条例に基づき、鳴瀬川流域における『健全な水循環』の保全に関する施策の効果的な推進を図るため定めるものです。平成29年度に満了した第1期計画の取組の成果と課題、計画を取り巻く状況の変化等を踏まえて必要な更

新を行い、平成31年3月に第2期計画として策定しました。鳴瀬川流域の水循環の現状等から見出された課題に対し、解決・改善を図るための具体的な対応や取組を示します。

(2) 計画の対象区域・計画期間

対象区域は、鳴瀬川水系、高城川水系、砂押川水系の流域及びこれらの沿岸域から構成される5市8町1村です。

計画期間は、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度の10年間です。



対象市町村
塩竈市、多賀城市、東松島市（一部）、大崎市（一部）、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、美里町（一部）

▲図 1-2-3-1 鳴瀬川流域（計画対象区域）

(3) 鳴瀬川流域の現状と課題

本計画では、健全な水循環を構成する要素として、「清らかな流れ」、「豊かな流れ」、「安全な流れ」及び「豊かな生態系」の4つを取り上げ、現状と課題を整理しました。4つの要素のいずれにも関わる課題として、各主体の連携・協働の推進が水循環保全の取組を進める上で大きな課題であることが明らかとなりました。



健全な水循環を構成する4つ要素から見た現状

<p>清らかな流れ 【河川、湖沼及び海域の水質が水質環境基準を満足している状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域の河川の水質は環境基準を十分満足しています。 漆沢ダム・南川ダム等の湖沼及び松島湾等海域の水質改善が課題です。 水環境保全に対する環境教育等啓発活動の重要性が高まっています。 	<p>安全な流れ 【河川整備及び海岸整備がなされている状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域は過去に幾多の大水害に見舞われ甚大な被害を受けていることから、引き続き着実な施設の整備が必要です。 地球温暖化に伴う気候変動の影響により、洪水や高潮など災害が現在より頻発化・激甚化することが懸念されており、減災対策や積極的な避難行動へつながる取組の推進が必要です。
<p>豊かな流れ 【山間部は森林によって雨水が涵養され水が豊富に湧き出ており、河川は常に正常な機能を維持できる水量を有している状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 節水の普及啓発等は継続して取り組まれています。 ニツ石ダムなどにより新たな水資源が開発されていますが、農業用水が十分に取水できない状況が度々発生しています。 地下水涵養機能を向上させるため、森林・農地の適切な管理が必要です。 	<p>豊かな生態系 【多様な生態系が保全され、そのバランスが保たれている状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な森林整備の推進など生物多様性の保全につながる継続的な取組・支援が行われています。 シナイモツゴ・テツギョ・エノイワナ等の貴重な在来種を保存するとともに、外来種対策も重要です。 関係団体が実施する環境教育等への支援・協力機会づくりなどの促進が重要です。

▲図 1-2-3-2 4つの要素から見た現状

(4) 計画の理念と目指す将来像

【基本理念】

温故知新による地域に根ざした水循環に関わる取組の連携と推進

【目指す将来像】

- 流域の特徴を踏まえた水循環保全施策を展開する流域
- 健全な水循環の保全に向けてすべての主体が行動する流域



(5) 施策と取組

「清らかな流れ」は、閉鎖性水域の水質改善等が課題となっており、多様な森林整備の推進や水質・底質等のモニタリング調査等を実施していきます。「豊かな流れ」は、地下水涵養機能の向上等が課題となっており、森林の適切な保全、農地の適切な管理による多面的機能の発揮の取組等を推進します。「安全な流れ」は、近年の記録的豪雨に伴う洪水等に対し、河川・海岸堤防の整備を進めるとともに、被害を軽減させるためのハザードマップの整備や防災訓練・教育などの充実を図る取組等を推進していきます。「豊かな生態系」は、生物多様性や自然環境の保全が課題となっており、自然環境の保全に配慮した開発行為へ誘導するとともに環境教育などの啓発活動を推進してまいります。

4つの要素に共通する課題に対し、県民、事業者、民間団体、NPO法人、教育研究機関、行政機関等の各主体が、それぞれの立場に応じた役割分担のもと、鳴瀬川流域の特徴である「歴史ある水文化」を踏まえながら、自主的・積極的に水循環保全施策に取り組み、協働・連携して進めます。



▲小学生を対象とした環境教育

取組による水循環の状況変化は、定期的にモニタリングを行う「管理指標」により把握します。

県は「流域水循環計画推進会議」の場などを通して、課題への対応状況等を把握し、情報共有を図るとともに、毎年度の進行状況を取りまとめ公

表してまいります。また、鳴瀬川流域上流部の漆沢ダム、南川ダムが大崎広域水道の水源であるなど、将来にわたり水環境の保全を図ることが特に重要な区域については、「水道水源特定保全地域」を指定し、区域内の開発行為に対して届出を義務づけることにより、適切な指導を行い、良好な水循環を保全してまいります。



▲川の生きもの調査

4 「宮城県生物多様性地域戦略」の第1次改訂

(1) 生物多様性地域戦略とは

私たちの暮らす宮城県には、森、川、沼、水田、干潟や海など多種多様な自然があり、そこには色々な形や色、大きさ、個性を持つ生きものが住んでいます。こうした多様な環境の中で、それぞれの生きものが自然を介して他の生きものとの間に関わりを持っている状態を「生物多様性」といいます。

生物多様性を基盤とする生態系は、食料や水、気候の安定など様々な形で私たちの暮らしを支えています。

そうした生物多様性を保全し、またその恵みを持続的に利用するために地方公共団体が定める基本的な計画を「生物多様性地域戦略」といいます。

(2) 「宮城県生物多様性地域戦略」について

本県では、平成27年3月に「宮城県生物多様性地域戦略」を策定しました。

令和2年3月には、策定から5年が経過することから、SDGsの採択や森林環境譲与税の創設な

ど、社会情勢の変化や地域戦略に基づく取組の進捗状況等を計画に反映させるため、改訂を行いました。また、今回の改訂では、新たに20項目の目標指標を設定しています。

(3) 戦略の概要

① 計画期間

2015(平成27)年度～2034(令和16)年度(20年間)
※策定年次に誕生した子どもが成人するまでの期間

② 目的

子どもたちや将来世代も含めた長期的な視点から、持続的な人と自然との関係を考え、「豊かな自然を守り育て、自然の恵みを持続的かつ上手に使い、将来世代に引き継ぐ」ことを本県に関わるあらゆる主体で共有します。

③ 宮城県の目指すべき将来像

本戦略の計画期間において目指す「本県の姿(将来像)」及び「子どもたちや将来世代に引き継ぐ県土のイメージ」を下図に示します。



▲宮城県の目指すべき将来像

④ 基本方針と基本的取組

将来像の実現に向けて、私たちが共有したい考え方を「3つの基本方針」として示します。

さらに、基本方針を踏まえて行う具体的な取組として「10の基本的取組」を次のとおり整理しています。

●基本方針Ⅰ 豊かな自然を守り育てる

私たちの命と生活を支える、ふるさと宮城の自然を大切に育みます。

- 基本的取組
- 1 在来の野生生物の保全
 - 2 良好な自然環境の保全・再生
 - 3 自然と共生する農林漁業を通じた農地、森林、沿岸域の生物多様性の向上
 - 4 開発事業における生物多様性への配慮

●基本方針Ⅱ 豊かな自然の恵みを上手に使う

ふるさと宮城の自然がもたらす様々な恵みに感謝し、自然の恵みを持続的に利用します。

基本的取組

- 5 生物多様性に配慮した生産・消費
- 6 宮城ならではの自然の恵みを生かした商品やサービスのブランド化
- 7 自然が有する多面的な機能を生かした防災・減災の取組

●基本方針Ⅲ 豊かな自然を引き継ぐ

身近な自然や生きもの大切さや素晴らしさ、楽しさや、自然と共に生きることを地域全体で共有し、将来世代に引き継ぎます。

- 基本的取組
- 8 県内の生物多様性の価値の共有
 - 9 子どもが自然に触れ親しみ、学ぶことのできる環境づくり
 - 10 多様な主体の参加・協働

(4) おわりに

今後、この戦略に基づき、県内の豊かな自然を守り、次世代の子どもたちに引き継ぐための取組を積極的に進めていきます。

5 食品ロス削減に関する取組

県では、「宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）」において「食品廃棄物等のリサイクルの推進」を重点課題としていることから、まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロス等、食品廃棄物の発生抑制に向けた取組を行っています。県民の皆様に食品ロス削減の啓発を図るため、平成30年度に『みやぎ県民食べきりの日』（10月30日）を制定しており、令和元年度は同日に食品ロス削減啓発イベントを実施しました。

(1) みやぎ県民食べきりの日イベント

10月30日の『みやぎ県民食べきりの日』に併せて、県内のフードバンク団体と協同により県庁1階玄関ホールで未使用食品の回収を行う出張フードドライブを開催しました。寄贈いただいた食品はフードバンク団体を通じて食料を必要としている施設や家庭などに提供されました。また、職員とむすび丸が「食材の使いきり」「料理の食べきり」「生ごみの水きり」を呼び掛けながら、生ごみ水切り袋と啓発コースターを来庁者に配布しました。

「もったいない」を「ありがとう」へ
食品をお譲りください

日本では、まだ食べられるにもかかわらず捨てられている食品ロスが年間643万トン発生しています。

10月30日はみやぎ県民食べきりの日！
みやぎ出張フードドライブ

日時 10月30日(水) 9:00~13:00

場所 宮城県庁舎1階 玄関ホール (仙台市青葉区本町3-8-1)

食品を寄贈していただいた方 先着30名様にむすび丸消せるボールペンプレゼント!

お譲りいただきたい食品

缶詰	カップ麺	レトルト食品
----	------	--------

その他 乾麺、米など

△ 寄贈していただく食品は次の条件を満たす食品とさせていただきます。

- 賞味期限が明記され、1カ月以上あるもの (米については平成29年産又は30年産であることが分かるもの)
- 常温保存可能なもの
- 未開封のもの
- 包装や外装が破損していないもの
- 生鮮食品以外のもの (米、豆類を除く)
- アルコール飲料以外のもの
- 日本語表記されているもの

寄贈していただいた食品は、NPO法人ふうとぼんく東北AGAINを通じて必要としている方にお届けします。

★一度に5kg以上お持ち込みいただく場合は、事前に下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【主催】宮城県 【共催】NPO法人ふうとぼんく東北AGAIN

お問い合わせ先 宮城県環境生活部循環型社会推進課 ☎ 022-211-2649

▲出張フードドライブのチラシ



▲出張フードドライブの様子

(2) フードドライブの実施結果

出張フードドライブでは、のべ13人の方に約19kgの食品を寄贈していただきました。回収した食品のうち、個数ではお茶類、内容量では米が最も多く集まりました。



▲寄贈いただいた食品

▼表 1-2-5-1 寄贈いただいた食品の個数及び内容量

品目	個数 (個)	内容量 (kg)
米	2	5.04
乾麺	10	4.28
缶詰類	13	3.44
調味料	11	2.50
レトルト	7	1.07
飲料	1	1.00
お茶類	41	0.69
お菓子	13	0.55
カップ麺	5	0.31
ふりかけ	4	0.10
合計	107	18.98

(3) 今後の展開

県内各地のイベントへの食品ロス削減啓発ブースの出展などによって、県民の皆様へ食品ロスやフードドライブ・フードバンク活動について知っていただく機会をさらに増やしていきます。